

# 令和7年度 うすき食のイベント等支援事業補助金 募集要項

## 1. 目的

民間団体等が主体となって行う創造的な食関連イベント等に係る事業費やPR費等に対する支援により、市民等が、本市の食や食文化に対する関心や理解を深めることができること。

## 2. 補助対象者

以下のいずれかを満たす者。

- (1) 市内の商店街、地域団体、実行委員会その他の各種団体であること。
- (2) 市内の事業者等を含む複数事業者の連携体であること。  
(市内の事業者を3者以上含むものに限ります)
- (3) 本事業の目的の達成に寄与すると市長が認める団体

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。

- ❑ 市税及び市民法人税を滞納している者（納税義務のない任意の団体等においては、その団体等の代表）
- ❑ 臼杵市暴力団排除条例（平成23年臼杵市条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号及び第2号に規定する者
- ❑ 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ❑ 法人でその役員（団体等においては、その団体等を構成する者とする。）のうちに、暴排条例第2条第2号に該当する者がいる者
- ❑ 暴排条例第6条第1号に規定する暴力団関係者の支配を受けている者

## 3. 補助対象事業

以下の4つを満たすもの。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの期間中に行うこと。
- (2) 申請者が新たに行うものであること。  
(既存イベントであっても、従来のものに新たな要素を加えたものであれば対象とします)
- (3) 臼杵の食文化のPR、または臼杵の食材や伝統料理、名物料理などの提供・販売、調理方法の周知などのいずれかを行うこと。
- ~~(4) 新型コロナウイルス感染症対策に関する国や自治体等のガイドラインを遵守し、開催すること。~~

ただし、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業となりません。

- ❑ 特定の会員や関係者のみを対象とし、広域的な集客がなく広く市民等が参加できないもの
- ❑ 特定一者のPR又は利益追求のみを目的としたもの
- ❑ 法令及び公序良俗に反するもの
- ❑ 政治的活動又は宗教的活動を目的としたもの
- ❑ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反対することを目的としたもの
- ❑ 補助金申請を行う事業に対して、同一年度に国、県又はこの補助金以外の市の補助金による財政支援を受けるもの

#### 【イベント等の例】

- 郷土料理の周知や定着を目的とし、複数の飲食店等が出店して現代風にアレンジした郷土料理を販売するイベント
- 「有機の里うすき」の周知や、それに伴う新たな加工食品等の開発を目的とし、複数の飲食店等が出店して有機農産物を使った総菜や菓子類などを販売するイベント
- 工芸、音楽、デザイン、文学、映画、メディアアートのいずれか（1つ又は2つ以上の組み合わせ）と、臼杵の食文化とをコラボさせた創造的なイベント
- 郷土料理の周知や定着を目的とした、現代風にアレンジした郷土料理の調理教室
- 発酵醸造文化の機運を高めることを目的とした、発酵調味料（味噌や醤油など）を活用した新たな料理や加工品の調理教室

#### 【その他要件】

- 次年度以降も継続開催する予定であること。
- 臼杵食文化創造都市推進協議会の取材や同協議会ホームページでの紹介などについて協力すること。
- SDGs（持続可能な開発目標）への配慮がされていること。

#### ※SDGsへの配慮の一例（環境などに配慮するもの）

プラスチック製の容器等を避ける / 参加者に公共交通機関の利用を推奨する / ゴミを減らす / ゴミをしっかりと分別する / 極力ペーパーレスを心掛ける / 食材等の廃棄を減らす など

## 4. 補助対象経費

以下に掲げる対象事業の実施にかかる諸経費

| 科目       | 補助対象経費の内容                                           |
|----------|-----------------------------------------------------|
| 報償費      | 講師謝金、集客事業に要する謝金等                                    |
| 旅費       | 市外への出張旅費、講師旅費等                                      |
| 消耗品費     | 事務用品、光熱水費、材料費、コピー代、パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の作成経費等 |
| 役務費      | 通信運搬費、広告代、手数料、保険料等                                  |
| 委託料      | ホームページ・PR動画等作成委託、調査委託等                              |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機器・物品の借上料、車両借上料等、事業実施のために必要となる使用料及び賃借料        |

ただし、以下のものについては対象外とします。

- 汎用性があり、事業終了後も引き続き財産として利用できる物品の購入に要する費用
- 補助対象者及びその構成員並びに補助対象者と雇用関係にある者に対する謝礼又は報酬等の経費
- 消費税相当額、補助対象者の運営経費、及び委託契約に係る一般管理費（10%を超える部分）

## 5. 補助内容

| 補助率     |        | 補助限度額 |
|---------|--------|-------|
| 一般      | 3分の2以内 | 20万円  |
| 学生参加型※1 | 10分の10 | 20万円  |

※1. 学生参加型とは、補助対象者に学生を主体とする団体が含まれるものです。

※2. 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

※3. 同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内に1回までとします。

## 6. 交付申請の概要

### 【募集期間】

令和7年12月26日まで

※イベント等の準備開始2週間前までに申請してください。

※予算の状況により、期間の途中で募集を終了する場合があります。

### 【申請書類】

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 交付申請書（様式第1号） | ④ 誓約書（様式第4号）   |
| ② 事業計画書（様式第2号） | ⑤ 申請者の概要及び名簿   |
| ③ 収支予算書（様式第3号） | ⑥ 予算の根拠となる見積書等 |

### 【提出方法】

持参または郵送

### 【提出先】

臼杵市役所 産業観光課 食文化創造都市推進室  
(〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1)

## 7. 交付決定

申請内容の審査を行い、適当であると認めたときは、交付決定のうえ、うすき食のイベント等支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知します。

交付決定を受けたら、申請した事業計画に基づいて補助事業を実施してください。

## 8. 申請の変更

交付決定を受けた補助事業の内容を変更（廃止）しようとするときは、うすき食のイベント等支援事業補助金変更・中止申請書（様式第6号）を提出し、事前に承認を受けなければなりません。ただし、以下の軽微な変更の場合は必要ありません。

- 補助対象経費の20パーセント以内の流用増減
- 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更

## 9. 補助金の交付方法

原則、実績報告書をもとに精算払いにて支払います。ただし、特段の事情がある場合等には概算払いにより支払うことが出来ます。

## 10. 実績報告

補助事業が完了した日から起算して 30 日以内、または令和 8 年 3 月 18 日（水）までに、次に掲げる書類を提出してください。

### 【提出書類】

- ① 実績報告書（様式第 8 号）
- ② 事業報告書（様式第 9 号）
- ③ 収支計算書（様式第 10 号）
- ④ 支払経費に係る領収書等の写し

## 11. 補助金の交付請求

補助金の交付決定を受けた申請者は、うすき食のイベント等支援事業補助金交付請求書（様式第 11 号）により請求してください。請求書提出後、2 週間程度で支払となります。

## 12. 証拠書類等の保存

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保存しなければなりません。

## 13. お問い合わせ先

臼杵市産業観光課 食文化創造都市推進室  
TEL：0972-63-1111（代表）／ FAX：0972-64-0203